

県立中央病院院内保育所病児保育の実施について

【要旨】

女性医師をはじめ、医師、看護師等の職員が安心して子どもを育てることができる働きやすい環境を整備するため、令和2年10月1日から県立中央病院院内保育所で病児保育を開始します。

1 設置場所

既存保育所2階の改修を行い、保育室2室を整備(保育室1室9.72㎡(6畳程度))

2 開設時間

平日 7時30分～17時30分

3 対象者

院内保育所の入所条件を満たす乳幼児等で、次に該当する者

ア 病気に罹患し集団保育が困難な状態であり、医療処置や入院の必要が無い者

イ 仕事など家庭の都合で保護者が看病できない者

4 利用定員

6名(感染症罹患児(一部疾患除く)の受入可)

